

報道関係者 各位

令和 7 年 6 月 2 7 日

【照会先】

社会・援護局保護課

課長 竹内 尚也(内線2824)

課長補佐 唐島 啓一(内線2831)

(代表電話) 03(5253) 1111

(直通電話) 03(3595) 2613

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決について

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟（第 1 審：大阪地裁及び名古屋地裁）について、本日、最高裁判所で判決が言い渡されたので、お知らせします。

1. 判決言渡しのあった裁判所及び年月日

最高裁判所 令和 7 年 6 月 2 7 日

2. 訴訟の内容

厚生労働大臣は、平成 2 5 年から平成 2 7 年にかけて、生活保護法による保護の基準（保護基準）中の生活扶助基準の改定（本件改定）を行い、被告各市の福祉事務所長らは、原告らに対し、本件改定を理由として、生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定を行った。

本件は、原告らが、本件改定は違法であるなどと主張して、①被告各市を相手に上記保護変更決定の取消しを求めるとともに、②被告国に対し国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めたもの。

3. 判決の内容

自治体による保護変更決定処分を取り消す。
原告らの国に対する損害賠償請求を棄却する。

4. 厚生労働大臣のコメントは別紙

5. これまでの経緯

○ 第 1 審：大阪地裁

平成 26 年 12 月 19 日 提訴①

平成 28 年 2 月 15 日 提訴②

令和 3 年 2 月 22 日 一審判決（自治体敗訴・国勝訴）

令和 5 年 4 月 14 日 控訴審判決（国及び自治体勝訴）

令和 5 年 4 月 25 日 原告ら上告及び上告受理申立て

令和 7 年 3 月 26 日 原告らの上告受理申立てを受理することの最高裁決定※

※上告については民事訴訟法 312 条 1 項又は 2 項に該当しないとして棄却

○ 第 1 審：名古屋地裁

平成 26 年 7 月 31 日 提訴①

平成 28 年 4 月 21 日 提訴②

令和 2 年 6 月 25 日 一審判決（国及び自治体勝訴）

令和 5 年 11 月 30 日 控訴審判決（国及び自治体敗訴）

令和 5 年 12 月 13 日 国及び自治体上告受理申立て

令和 7 年 3 月 26 日 国及び自治体の上告受理申立てを受理することの最高裁
決定

(別紙)

生活保護基準改定訴訟(最高裁判決)について

令和7年6月27日
厚生労働大臣

厚生労働省としては、司法の最終的な判断が示されたことから、今回の判決内容を十分精査し、適切に対応してまいります。